

焼津市自治会連合会主催・行事参加者傷害保険

・この保険は、焼津市自治会連合会が開催する行事に参加した方が、行事参加中に被った傷害を補償する保険です。

・以下は、この保険の概要になります。ご不明な点は、取扱代理店までご連絡をお願いします。

1. 主な補償内容

I	死亡・後遺障害保険金： 1 名当たり 400 万円
II	入院保険金： 1 日当たり 6,000 円 ※事故発生からその日を含め 180 日以内の入院（180 日限度） ※1 事故につき、事故の日からその日を含めて 180 日以内の手術 1 回に限り手術保険金をお支払いします。
III	通院保険金： 1 日当たり 4,000 円 ※事故発生からその日を含め 180 日以内の通院（90 日限度）

※「傷害」には、日射または熱射による熱中症状および有毒ガスによる急性中毒を含みます。

2. 補償の対象となる行事

※ 自治会連合会が各自治会に依頼する軽微な市内奉仕活動。

※ 行事に参加するために、家から現地までの道のりや帰宅途中も対象となります。

- ・地域環境美化活動（年間 4 日：実施計画書で届出日）
- ・資源物収集（毎月 1 回：焼津カレンダー記載日）
- ・交通立哨（毎月 1 回：毎月 10 日原則）

3. 事故に関するご注意

事故が発生しましたら、速やかにご連絡をお願いします。ご連絡が遅れますと、保険金のお支払いが遅れたり、保険金が削減されることがあります。

I. 病気及び、病気が原因で生じたケガは対象外です。

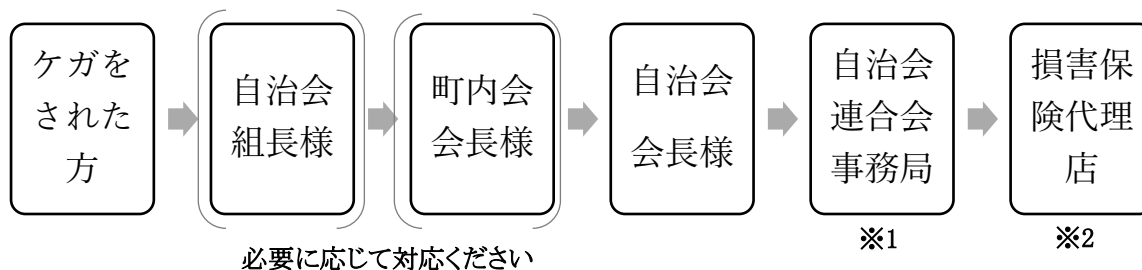
II. 細菌性またはウイルス性食中毒、靴ずれ、しもやけ、日焼け、各種職業病などは、対象外となります。

III. その他、保険金の支払い条件やその他詳細については、「4. 請求のご案内」を参照いただくか、取扱代理店までご照会ください。

4. 事故報告及び請求のご案内

焼津市自治会連合主催・行事参加者傷害保険の請求手続きについて、以下の通りご案内します。

4.1 事故発生の際の連絡の流れ



- ※1 自治会連合事務局（焼津市総務課）
TEL 054-626-2144 / FAX 054-626-2185
- ※2 取扱代理店 松永保険事務所
TEL・FAX 054-628-9955

4.2 保険金請求書類

4.2.1 事故報告のために必要な書類

おケガをされた方は、下記①～③の書類を自治会経由で自治会連合会事務局までご提出ください。

- ① 事故報告書（書式1）
- ② 確認書（行事参加証明書）（書式2）
- ③ 実施日証明書類

※②は、所属自治会長の署名が必要です。

※③は「地域環境美化活動」における事故の場合、各自治会環自協支部長より環境課に提示の地域環境美化活動実施計画書、報告書のコピーが必要です。資源物収集、交通立哨における事故は不要です。

4.2.2 保険金請求をするときに申告する書類

事故受付後に損害保険会社からご案内差し上げます。

（一般的な例）

- ・ 保険金請求書（保険会社指定書式）
- ・ 医療機関の発行する診断書等、通院治療証明書類

※ 通院期間や症状に応じたご案内となります。

お問い合わせ先
取扱代理店 松永保険事務所
焼津市中里557番地の1
TEL・FAX 054-628-9955
Mail: shiro.matsunaga@matsunagahoken.com